

公益財団法人愛知水と緑の公社定款

目次

- 第1章 総則(第1条～第2条)
- 第2章 目的及び事業(第3条～第4条)
- 第3章 資産及び会計(第5条～第11条)
- 第4章 評議員(第12条～第15条)
- 第5章 評議員会(第16条～第25条)
- 第6章 役員及び会計監査人(第26条～第34条)
- 第7章 理事会(第35条～第43条)
- 第8章 定款の変更及び解散(第44条～第47条)
- 第9章 公告及び情報公開等(第48条～第50条)
- 第10章 事務局(第51条)
- 第11章 補則(第52条)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人愛知水と緑の公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を愛知県名古屋市の置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、愛知県内における上下水道施設及び排水施設等社会インフラの適正かつ効率的な運営管理等を行うとともに、そこで得た知識及び技術を社会に積極的に移転、拡大して、県内の環境保全と公衆衛生の向上及び災害の防止を図り、もって地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 流域下水道施設に関する技術等を活用した事業
- (2) 水道施設に関する技術等を活用した事業
- (3) 排水施設等に関する技術等を活用した事業
- (4) 前各号に掲げる事業に関する技術及び知識の普及・啓発に関すること。
- (5) その他公社の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 公社の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、公社の目的である事業を行うために不可欠な財産として寄附者が指定

- したもの及び理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産)

- 第6条 基本財産は、会社の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 会社の事業執行上やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理、処分及び運用)

- 第7条 会社の財産の管理、処分及び運用は、理事長が適切かつ効率的に行うものとし、その方法は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める資産運用規程及び会計処理規程によるものとする。

(事業年度)

- 第8条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 会社の事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の書類は、直近の評議員会へ報告するものとする。
- 3 前2項については、事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類を変更する場合も、同様とする。
- 4 第1項の書類については、理事会が承認したことを証する書類とともに、毎事業年度の開始の前日までに愛知県知事に提出し、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第10条 会社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 理事長は、毎事業年度終了後3箇月以内に第1項に掲げる書類を愛知県知事に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 役員及び評議員の名簿
- (4) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則)

第11条 会社の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 会社の会計処理に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 会社に、評議員7名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、法令の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を支給する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により報酬等の支給基準として別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程によるものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員及び役員並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬等の額
- (3) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 第10条第2項ただし書に定める場合の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として年1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理

事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の請求があったときは、その請求の日から6週間以内に評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の5日前までに、各評議員に対して、評議員会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第12条又は第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された者1名が前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の運営)

第 25 条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める評議員会運営規程によるものとする。

第 6 章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第 26 条 会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名以上 13 名以内

(2) 監事 3 名以内

- 2 理事のうち、1 名を理事長とする。またその他の理事のうち 3 名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 会社に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 27 条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事又は監事を選任する場合には、第 13 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは「理事」、「監事」と読み替えるものとする。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会社を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、会社の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 30 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、会社の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 31 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員により役員に選任された理事任期は他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第 26 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 32 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によってその理事又は監事を解任することができる。この場合において、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 33 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を支給する。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により報酬等の支給基準として別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程によるものとする。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員及び会計監査人の責任の免除)

第 34 条 役員及び会計監査人の会社に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 会社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 会社の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第34条の規定に基づく役員の実任の免除

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催の5日前までに各役員に対して通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が理事会に出席できないときは、その理事会において出席した理事のうちから選任する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 理事長及び会議に出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第 43 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規程によるものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 13 条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第 45 条 会社は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 会社が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により会社が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は愛知県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 会社が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は愛知県に贈与するものとする。

第 9 章 公告及び情報公開等

(公告の方法)

第 48 条 会社の公告は、電子公告の方法により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(情報公開)

第 49 条 会社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

(個人情報の保護)

第 50 条 会社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程によるものとする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 51 条 会社の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な使用人は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局組織規程によるものとする。

第 11 章 補則

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、会社の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 会社の最初の代表理事である理事長及び業務執行理事である常務理事は、次に掲げる者とする。

代表理事（理事長）川戸和則、業務執行理事（常務理事）平松正幸、福井康二

- 4 会社の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
丸山 真、浅田孝男、鈴木仁士、近藤 朗、深見正彦、吉口雅之
菱川 宏、加藤千博、池田友昭、神谷清隆、末継誠之、長瀬 孝

附 則

この定款は、平成 27 年 3 月 30 日に改正し、同日施行する。

附 則

この定款は、平成 31 年 4 月 1 日に改正し、同日施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 3 月 24 日に改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の公益財団法人愛知水と緑の公社定款第 10 条のうち決算に係る規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る決算について適用し、同日前に開始する事業年度に係る決算については、なお従前の例による。